

特別職の職員の旅費等の支給に関する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第15号

特別職の職員の旅費等の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和28年鳥取市条例第5号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、特別職の職員の旅費等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(宿泊費基準額)

第2条 条例別表宿泊費の欄に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	議会の議員 市長 副市長 教育長 水道事業管理者 病院事業管理者	教育委員会の委員 監査委員 選挙管理委員会の委員 公平委員会の委員 農業委員会の委員 農地利用最適化推進委員 審査会及び審議会等の委員 その他構成員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円

富山県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
石川県	1 3, 0 0 0	円	9, 0 0 0	円
福井県	1 4, 0 0 0	円	1 0, 0 0 0	円
山梨県	1 7, 0 0 0	円	1 2, 0 0 0	円
長野県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
岐阜県	1 8, 0 0 0	円	1 3, 0 0 0	円
静岡県	1 3, 0 0 0	円	9, 0 0 0	円
愛知県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
三重県	1 3, 0 0 0	円	9, 0 0 0	円
滋賀県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
京都府	2 7, 0 0 0	円	1 9, 0 0 0	円
大阪府	1 8, 0 0 0	円	1 3, 0 0 0	円
兵庫県	1 7, 0 0 0	円	1 2, 0 0 0	円
奈良県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
和歌山県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
鳥取県	1 1, 0 0 0	円	8, 0 0 0	円
島根県	1 3, 0 0 0	円	9, 0 0 0	円
岡山県	1 4, 0 0 0	円	1 0, 0 0 0	円
広島県	1 8, 0 0 0	円	1 3, 0 0 0	円
山口県	1 1, 0 0 0	円	8, 0 0 0	円
徳島県	1 4, 0 0 0	円	1 0, 0 0 0	円
香川県	2 1, 0 0 0	円	1 5, 0 0 0	円
愛媛県	1 4, 0 0 0	円	1 0, 0 0 0	円
高知県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
福岡県	2 5, 0 0 0	円	1 8, 0 0 0	円

佐賀県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
長崎県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
熊本県	2 0, 0 0 0	円	1 4, 0 0 0	円
大分県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円
宮崎県	1 7, 0 0 0	円	1 2, 0 0 0	円
鹿児島県	1 7, 0 0 0	円	1 2, 0 0 0	円
沖縄県	1 5, 0 0 0	円	1 1, 0 0 0	円